

鳥取県若年技能者等技能承継推進協議会の会員要件  
(協議会規約第5条抜粋)

原則として社会保険、労働保険に加入(※)しており、かつ以下のいずれかに該当する中小企業の法人又は個人事業主であること。

- (1)鳥取県職業能力開発協会の子会社・事業所会員で、1級・単一等級以上の技能士を常勤雇用するもの
- (2)鳥取県技能士会連合会の会員が所属する法人又は個人事業主で、1級・単一等級以上の技能士を常勤雇用するもの
- (3)厚生労働省所管の「若年技能者人材育成支援等事業」の「ものづくりマイスター」登録者が所属する法人又は個人事業主
- (4)技能検定功労事業所として表彰実績のある法人又は個人事業主で、1級・単一等級以上の技能士を常勤雇用するもの、又は技能検定功労者として表彰実績のある検定委員が所属する法人又は個人事業主
- (5)鳥取県高度熟練技能者(とっとりマイスター)として表彰実績のある者、又は優れた技能者として表彰実績のある者が所属する法人又は個人事業主

※ 個人事業主(一人親方等)で社会保険等に加入していない場合は、訓練生を雇用する際に社会保険に加入することの誓約書を提出していただきます。